

(仮称) 小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会 (第 11 回)

次 第

日 時：平成 30 年 1 月 24 日 (水)

午後 3 時から

場 所：西庁舎 2 階 第五会議室

(委員長挨拶)

1 連絡・報告事項

2 議事

- (1) (仮称) 小金井市新福祉会館機能に係る市議会及び会派意見、決議に対する検討について
- (2) 今後の予定等

3 その他

(仮称) 新福社会館に悠友クラブ及びシルバー人材センターを導入することについて

(仮称) 新福社会館の基本コンセプトである「地域共生社会を実現するための拠点」の連携をより一層強化するため、現在未導入機能となっている悠友クラブ連合会事務局機能及び小金井市シルバー人材センター事務局機能(一部会議室・作業スペースを含む)の高齢者福祉関連機能を導入することとしたい。

小金井市悠友クラブ連合会の主な活動

社会奉仕活動、友愛活動、生きがいを高める活動、健康を進める活動

小金井市シルバー人材センター事業理念

「就業を通じ活力ある地域社会づくりに尽くし、助け合いながら仲良く誠実に」

上記の活動や事業理念に基づく事業等は、地域共生社会の実現を目指す本市にとって極めて重要である。

【その他導入の背景】

○導入の必要性、効果ともに意義は大きいと考えていたところ、現状の案では、より不特定多数の市民を対象とした機能を優先し、未導入となっていたところである。

○現在の素案に対し、市民検討委員の会議では、「高齢者向けの機能が弱いのではないか」との指摘があり、昨年12月に行われた市議会の議員間討議では、「当該団体等について導入すべき」との市議会としての最大公約数の意見が出されたところである。

【導入の必要性】

人生100年時代を見据え、地域での活動及び就労意欲のある高齢者がこれまで培った能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことが必要である。とりわけ65歳を迎える団塊の世代が社会から引退過程に入りつつある中、生きがいを感じながら地域において活動できる場、活躍できる環境の整備に早期に取り掛かることが重要である。

【導入の効果】

(1) 小金井市悠友クラブ

ア 自主的かつ民主的に社会奉仕、友愛、生きがい、健康づくり等の推進が図られているほか、老人クラブの基盤づくり、仲間づくりにも尽力しており、地域コミュニティの一層の活性化が見込まれる。

イ 社会福祉協議会主催活動である一人暮らし高齢者交流会、チャリティーバザー等への一層の協力、支援が見込まれる。

- (2) 小金井市シルバー人材センター
- ア 市からの受託業務（施設管理、広報紙配布、放置自転車監視・整理、敬老会行事運営、軽度生活援助等）の円滑な調整、履行が見込まれる。
 - イ 学習、英会話、囲碁、パソコン等の各教室事業の認知度向上とともに社会福祉協議会、小金井市悠友クラブ、子ども家庭支援センターとの連携強化が見込まれる。
 - ウ 会員数 1,137 名のうち就業実人員は 1,000 名、年間就業率 88.0% を超え、かつ就業会員 1 人あたり平均の年間就業日数は 140 日を超える実績を有している。この仕組みの浸透と拡充は生涯現役で活躍し続けられる社会環境の整備につながる。
- (3) 共通事項
- ア 両団体の周知、認知度の向上及び会員数の増加が見込まれる。
 - イ より多くの高齢者が生きがいを持って社会参加することは、健康の維持増進と介護予防の効果が期待できるところであり、社会保障費の負担軽減にも繋がるものである。

【公共施設マネジメントの視点】

中間処理場再整備に向けた貫井北町高齢者用作業施設（88.69 m²）の計画的な移転とあわせ、本町暫定庁舎目的外使用許可によるシルバー人材センター本町作業所、行政財産目的外使用許可によるシルバー人材センター事務所、高齢者用作業施設（リサイクル事業所内パソコン教室）について、多機能・集約化を推進するものである。

【想定面積】

○悠友クラブ連合会

約 30 m²程度（旧福社会館と同程度を想定。物置スペース含む。）

○シルバー人材センター

約 280 m²程度（現在の使用面積約 460 m²から、ふすま作業所、リサイクル事業所内会議室を集約。）

※280 m²の内訳・・・職員事務作業スペース約 100 m²（従事者 11 人）、会議室約 80 m²、作業スペース約 100 m²）

※会議室については悠友クラブとの共用を検討する。また、使用していない時間帯については一般利用を可能とすることを検討する。

※リビングサポート事業、植木剪定事業等で使用する工具類の置き場、車両 10 台程度の駐車スペース等を別途確保したい。これらは事務所と近接していなくても可とのこと。例えば、東町寄付地等が候補地となる可能性があり、現在調整中。

シルバー人材センターの事務所（事務局機能）と作業場（多目的スペース）を同一施設内に設置する必要性

- 1 シルバー人材センター事業は、高齢者が就業やボランティアなど様々な活動を通じて生きがいを感じるなかにおいて、自立・自立の精神を醸成し、福祉の受け手から福祉の担い手に転ずることにより、健全な地域社会の構築に寄与するものである。
- 2 センター会員はお互いに交流しながら生き生きと活動すること自体に意義と生きがいをみいだすため、市内各地の就業現場のみならず、すべてのセンター事業に関して集合・離散できる中心的活動拠点が必要不可欠である。
- 3 その具体的な活動は、地域班（9班）、職域班（37班）、委員会（5会）等における会議等のスペース、市報、議会だよりなどの広報誌配布に係る仕分・拠点配送作業、襖・障子・網戸張替え作業、後期高齢会員でも安心して就業できる内職的な封入作業など、様々な作業に資するスペースが不可欠となってくる。
- 4 以上の状況において、内部的には円滑な報告・連絡・相談というような事務管理に掛かる重要な基本事項はもとより、作業上発生する対外的な対応、例えば、資材の発注、調整、管理、お客様と会員間の連携・調整等を履行する上で、事務局機能と作業場機能が同一スペースにあることは、公益法人の責任ある組織管理としてどうしても必要となる。
- 5 さらに、当センターの業務での、請負・委任業において、会員とお客様が業務内容の変更や条件変更などを直接交渉することは、「偽装請負」とみなされ、労働者派遣法等に抵触することから、会員とお客様の間で事務局が緊密に連携して業務を履行する必要がある。したがって、会員への適正就業上の指導・管理、発注者との適正契約管理など、コンプライアンス的観点からも、事務局機能と会員の集合・離散する場としての作業場機能は同一スペースにあるべきである。

シルバー人材センターの施設を福祉会館建設予定地（市の中心地）
に置くことによる利点

【センターの内部的な利点】

1. 会員が様々な会議への参集や、連絡、報告、相談などについて、全地域から二の足踏むことなく来所することができる。その結果、業務上などの問題や課題が発生した場合、迅速かつ適切な対応が可能となる。
2. センター作業場で行うような屋内軽作業の依頼が急遽あった場合でも、多くの会員が参集しやすいため迅速な対応ができることから、確実に請負契約を結ぶことが可能となり、会員に対する就業機会の提供拡大に資することができる。
3. 市庁舎、福祉会館と同一敷地にあることにより、より多くの市民の方の目に触れ、認識していただけるため、事業の普及啓発が進み、もって事業の伸展が見込まれる。
4. 全国的にも会員数が伸び悩んでいるが、入会相談、入会手続きのために来所しやすくなり、会員数の増強に効果が見込まれ、東京都No.1の入会率（都内人口10万人以上の区市において1番。なお全国1,323団体中1,000人以上の会員数のセンターでも11番目）がより一層安定的になる。（入会率はセンターの存在意義を示す重要な指標）

【対外的な利点】

1. お客様が、請求金額の支払いや、仕事の依頼をしやすくなるため、気軽に来所される方が増加することが見込まれる。特にセンターのお客様は高齢者が多く、金融機関での振り込みが苦手なため、直接支払いに来所されたり、仕事の依頼について電話では中々意が伝わらないため、来所して説明されるケースが多いため、お客様にとっての利便性が飛躍的に向上する。
2. 市民の方が、市役所や、社協に来たついでに気軽に立ち寄って、暮らしの身の回りの相談ができ、身近なセンターとして信頼感が深まり、仕事の依頼がしやすくなる。
3. 子供たちの学習教室などの教室事業について、防犯上安心・安全な環境であり、往復途上の時間も短縮されるため、利用する子供たちの増加が見込まれる。

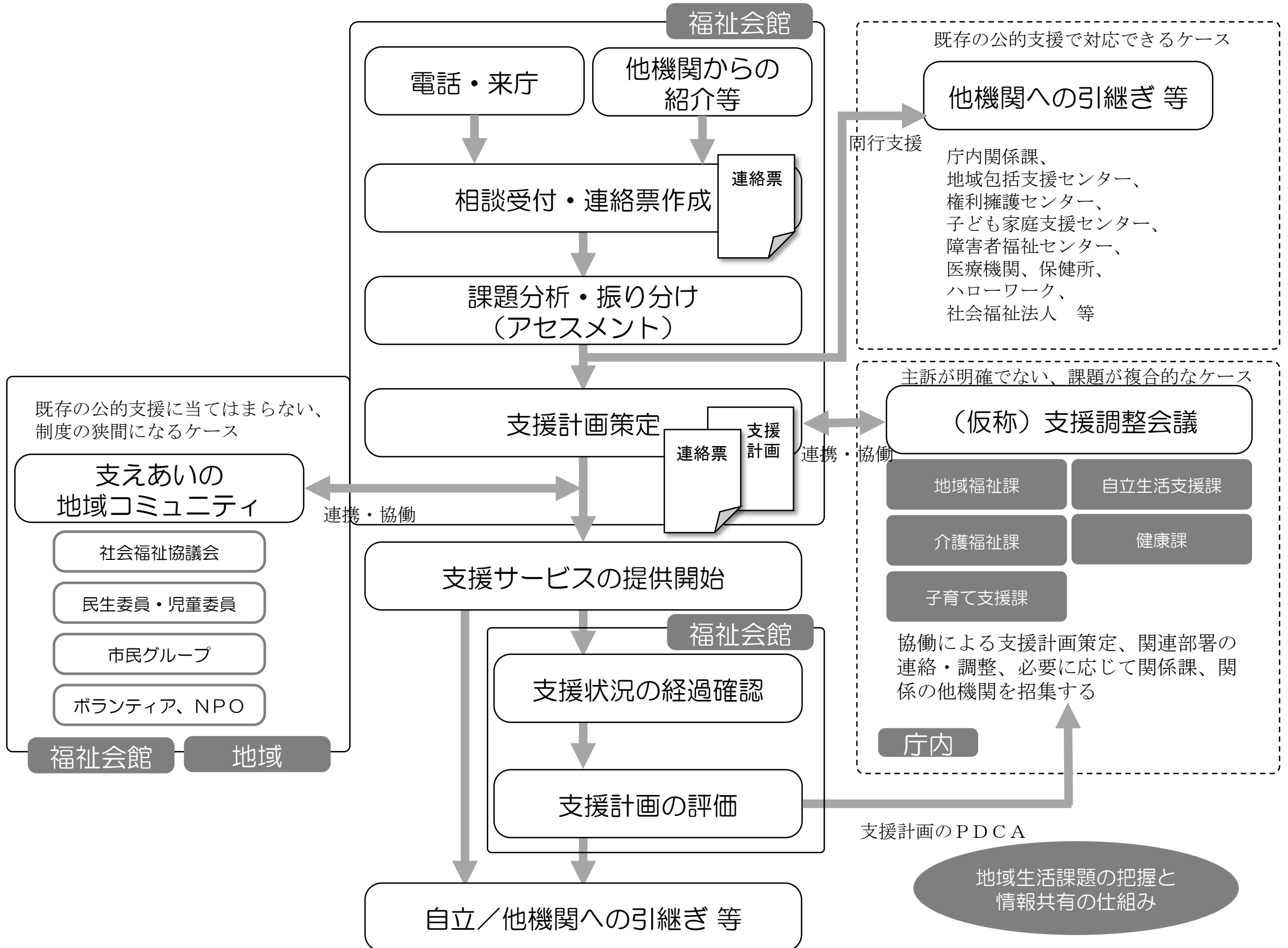
【社会的効果】

1. 子ども家庭支援センターとの連携が取りやすくなるため、当センターの子育支援班が状況に応じたお手伝い、支援ができることが想定され、地域としてより多様な子育て支援事業が可能となる。
2. 社協との連携が取りやすくなるため、「にし地域包括支援センター」を通じて実施している家事援助事業や、ボランティア活動などについての情報交換を行うことにより、新たな幅広い事業展開が可能となる。
3. 市の各課に来所された市民の訪問・問い合わせ内容によっては、センターを紹介することにより、その場で解決できる状況が見込まれ、行政サービスの対応が可能となる。

福祉総合相談窓口とは

- 地域共生社会の実現を目的とし、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題※を丸ごと受け入れる総合相談窓口として、福祉会館に設置する。
- 手続きのワンストップ窓口ではなく、支援機能を含む相談窓口として、地域生活課題を抱えた人に寄り添い、解決に向けて伴走し、その人らしい生活を送れるよう支援する。
- 公的支援だけでなく、地域の資源との連携・協働によって、身近な地域での支えあい機能を高める役割を担う。
- 福祉と健康に関する制度案内や各種事業・関係するNPO団体等の活動情報の発信を行う。

福祉総合相談窓口 相談の流れ (案)



※地域生活課題とは

改正社会福祉法第8条第2項(平成30年4月施行)による規定

「福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で各般の課題」